

奈良県障害者総合支援センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第三十四号

奈良県障害者総合支援センター条例等の一部を改正する条例

(奈良県障害者総合支援センター条例の一部改正)

第一条 奈良県障害者総合支援センター条例(昭和六十三年三月奈良県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号ア中「及び同条第三項に規定する医療型児童発達支援」を削り、同号イ中「第六条の二の二第六項」を「第六条の二の二第五項」に改め、同号ウ中「第六条の二の二第七項」を「第六条の二の二第六項」に改め、同条第四号中「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

(奈良県障害者総合支援センター条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 奈良県障害者総合支援センター条例の一部を改正する条例(令和三年七月奈良県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

奈良県障害者総合支援センター条例第二条の改正規定中「第二条第一号ア中「第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援及び同条第三項」を「第六条の二の二第二項」に改め、同号イ」を「第二条第一号イ」に改める。

附則第三号を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。